

介護予防支援サービス重要事項説明書

医療法人社団幾生会
介護予防支援事業所 みどりの杜

介護予防支援サービス 重要事項説明書

1 介護予防支援サービスの目的

介護予防支援サービスは、要支援状態にある者（以下「利用者」という。）の委託により、利用者の心身の状況等に応じた適切な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を支援し、作成された居宅サービス計画に沿って指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

2 会社概要

- (1) 法人名称 医療法人社団幾生会
- (2) 所在地 北海道三笠市岡山 506 番地 8 号
- (3) 代表番号 01267-6-8211
- (4) 代表者氏名 理事長 松本 茂男
- (5) 設立 昭和 57 年 12 月

3 介護予防支援サービスを提供する事業所（以下「サービス事業所」という。）

(1) サービス事業所の概要

サービス事業所の名称	介護予防支援事業所 みどりの杜
所在地	三笠市岡山 506 番地 50 号
電話番号	01267-2-2637
FAX 番号	01267-3-7121
事業所番号	0176000149
実施サービス	居宅介護支援
サービス提供地域	三笠市・岩見沢市

(2) 職員体制

職	職務内容	人員数
所長 (管理者)	①従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 ②従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 ※管理者は介護支援専門員を兼務する。	常勤 1 名
介護支援専門員	介護予防支援業務を行います。	常勤 1 名以上

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、12月30日から翌年の1月3日までの日を除きます。
営業時間	午前 8 時 45 分～午後 5 時 00 分
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日

4 介護予防支援サービスの申し込みからサービスが提供されるまでの流れとその主な内容
介護保険法で定める介護予防支援サービスを実施

(1) 介護予防支援サービスの申し込み

重要事項及び契約内容を確認し契約の締結をします。

(2) 状態の把握（アセスメント）

担当の介護支援専門員が利用者や家族等に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。また施設への入所を希望される場合はご紹介します。

(3) 介護予防サービス支援計画原案の作成

指定介護予防支援サービス事業所に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して提供し、利用者がサービス事業者を選定します。

(4) 介護予防支援サービス担当者との連絡調整（サービス担当者会議の開催）

担当の介護支援専門員を中心に、関係する介護予防支援サービス担当者や利用者、家族等も参加し、必要な意見交換等を行うことにより介護予防支援サービス計画の内容調整を図ります。

(5) 介護予防支援サービス計画の作成

利用者の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防支援サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料等を決定します。

(6) 利用者の同意

作成された介護予防支援サービス計画の内容について同意の上、介護予防支援サービス計画に沿ったサービス利用票、サービス提供票を作成します。

(7) 介護予防支援サービスの提供

介護予防支援サービス計画に位置づけられたサービスを、各々の介護予防支援サービス事業者より提供します。

(8) 給付管理

毎月の給付管理票を作成し、国保連合会に提出します。

(9) 経過観察（モニタリング）

利用者や家族等と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。また、利用者の状態について定期的な再評価を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行いません。

(10) サービス利用にあたっての留意事項

相談受付場所	利用者の居宅又は利用者が指定される場所若しくはサービス事業所の相談室
支援事業所の変更	変更を希望される場合はご相談下さい
調査（課題把握）の方法	介護予防サービス支援計画ガイドラインによる方法

5 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。この「サービス提供証明書」を後日お住まいの市区町村の窓口へ提出すると、全額払い戻しを受けられます。

介護予防支援費	4,720 円/月
---------	-----------

(2) 初回加算

新規に介護予防支援を行った場合

初回加算	3,000 円/月
------	-----------

(3) 交通費

上期3に記載されているサービス提供地域にお住まいの方の交通費は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は交通費を負担していただく事になり、その詳細は下記の通りです。

移動手段	負担していただく交通費
公共交通機関	実 費
自動車	1kmにつき 110 円

※介護支援専門員の移動手段は地域により異なります

(4) 解約料

利用者はサービス事業所に通知する事により、いつでも契約を解約することができ、解約の際にはいっさい料金がかかりません。

6 サービス相談窓口及び苦情窓口

(1) サービス事業所

電話番号	01267-2-2637 管理者 志田 美幸
受付時間	営業日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 00 分まで

(2) 苦情相談対応の手順

- ① 苦情相談の受付
- ② 苦情相談の内容の確認
- ③ 苦情解決に向けた対応の実施
- ④ 再発防止又は改善の措置
- ⑤ 苦情処理経過の記録・管理

※サービス事業所での解決が困難の場合、第三者機関の仲介で誠意を持って解決に努めます。

(3) その他の相談・苦情受付窓口としては、下記の窓口があります。

三笠市役所介護保険係	01267-2-3181（直通）
岩見沢市役所健康福祉部高齢介護課	0126-23-4111（代表）
北海道国民健康保険団体連合会	
総務部介護保険課企画・苦情係	011-231-5175（直通）

7 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) サービス事業所は、業務上知りえた利用者及びその家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がない場合以外には開示しません。
- (2) サービス事業所は、そのサービス提供上知りえた利用者及びその家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、就業中はもとより退社後も同様とします。

8 緊急時の連絡先

主治医・家族等緊急時の連絡先は、予め担当の介護支援専門員により確認させていただきます。サービス提供中に利用者の容態の急変等があった場合には、当該の連絡先等へ連絡します。

9 事故発生時の対応

サービス事業所は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者及びその家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ、その事故の状況、事故に際して取った処置について記録を行ないます。

10 賠償責任について

- (1) 居宅介護支援サービスの提供に伴って、サービス事業所の責めに帰すべき事由により、利用者又はその家族等の介護者の生命・身体・財産に損害及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- (2) 利用者又はその家族等の介護者は、その家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、サービス事業所の従業者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害賠償を請求される場合があります。

11 公正中立な立場での業務実施について

サービス事業所は、利用者のサービス事業者選択への支援を行なうにあたっては、利用者の希望、必要性に反して特定の事業者・法人への利益誘導を行なうことがないよう、その選定又は推薦に関しては公正中立に行ないます。

12 事業計画、財務内容、サービス提供記録等の閲覧

サービス事業所では、事業計画や財務内容等の閲覧に関して、利用者及び利用希望者とその家族等のうちこれを希望される方には閲覧を許可しています。希望者は、閲覧希望書に必要事項を記入し、職員までお申し付け下さい。

13 個人情報の利用について

- (1) サービス事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理するとともに保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。
- (2) サービス事業所で得た個人情報は下記目的に限って使用します。

- ① 居宅介護支援業務及び介護予防支援業務の遂行
- ② サービス担当者会議での情報共有
- ③ 各サービス担当者及び主治医との情報共有
- ④ サービス事業所内でのカンファレンス・ミーティング
- ⑤ 関連学会、研修会での匿名下での発表
- ⑥ その他官公庁等への法律法令上の照会時

※なお、本人に生命の危険等重大な危険が迫っている場合はこの限りではありません。
(救急病院への情報伝達など)

(3) 利用目的が変更される場合は事前に変更事由を説明し変更同意の上、利用変更します。

14 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

(1) 虐待防止委員会の開催

年2回以上委員長の招集により開催する。

(2) 高齢者虐待防止のための指針の整備

年1回以上、委員会にて見直しを議事として取り上げ検討するものとする。

(3) 虐待防止研修の実施

年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。

(4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	管理者 志田 美幸
-------------	-----------

15 身体拘束適正化のための措置

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止と致します。ただし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行います。

- ①切迫性 利用者本人の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ②非代替性 身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。
- ③一時性 身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合。

以上の3要件を満たし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

16 事業継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生でもご利用者への居宅介護を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 事業所内での業務継続計画書を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施する。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しと変更を行う。

17 ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられるよう労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該職員、取引先事業者、利用者及びその家族が対象となります。

(2) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用者契約の解約等の措置を講じる。

18 主治の医師及び医療機関等との連絡

利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じて連絡と取らせていただきます。そのことで利用者の疾患に関する対応を円滑に行う事を目的とします。この目的を果たすために、以下の対応を致します。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の介護予防支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう記入または名刺を貼る等の対応をお願いいたします。
- ② 入院時にはご本人、またはご家族から、当事業所及び担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。

令和 6年 月 日

本書面によりサービス事業者から介護予防支援サービスについて重要事項の説明を受け、内容に同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代理 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 (_____)

介護予防支援サービス提供の開始にあたりサービス事業所は利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

事業者 住所 三笠市岡山 506 番地 50 号

氏名 医療法人社団幾生会 介護予防支援事業所みどりの杜

説明者 志田美幸 印